

大和高田市技能労務職員の給与等の見直しに向けた取組方針

1 現状

(1) 職種ごとの人数・平均給与・平均年齢の状況(平成19年4月1日現在)

職種	人数	平均給与月額	平均年齢
清掃職員	44人	362,202円	40.0歳
学校給食員	22人	325,173円	49.3歳
用務員	6人	341,069円	42.0歳
その他	30人	326,224円	42.3歳
全体	102人	342,390円	42.8歳

(注) 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。

(2) (1)に対する民間従業員の状況

対応する民間の類似職種	平均給与月額	平均年齢
廃棄物処理業従業員	299,800円	43.3歳
調理士	300,100円	39.8歳
用務員	227,200円	53.9歳

(注) 1 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています。(平成16～18年の3ヶ年平均)このうち、廃棄物処理業従業員及び用務員については全国平均の数値を、調理士については奈良県平均の数値を使用しています。

2 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。

(3) 職種・年齢区分ごとの人数・平均給与の状況(平成19年4月1日現在)

(単位:人、円)

年齢	清掃職員		学校給食員		用務員		その他		全体	
	人数	平均給与月額	人数	平均給与月額	人数	平均給与月額	人数	平均給与月額	人数	平均給与月額
23歳未満										
24～27歳										
28～31歳	5	271,084	3	207,326			2	-	10	246,297
32～35歳	7	313,903	4	226,990	2	-	8	266,739	21	274,710
36～39歳	15	350,323			1	-	7	306,798	23	335,028
40～43歳	9	393,781			1	-			10	392,458
44～47歳	2	-	1	-	1	-	5	400,094	9	403,017
48～51歳	1	-	1	-			1	-	3	373,190
52～55歳	3	436,908	2	-			3	391,686	8	403,018
56～59歳	2	-	5	383,124	1	-	4	373,895	12	400,368
60歳以上			6	381,070					6	381,070
全体	44	362,202	22	325,173	6	341,069	30	326,224	102	342,390

(注) 人数が2人以下である平均給与月額の欄は、個人情報保護のため表示していません。

(4) その他給与に関する事項

給料表
行政職給料表(一)を適用

技能労務職員を対象とした手当

手当名	支給要件	支給額
衛生清掃業務手当	職員がごみ収集や下水浚渫又は害虫駆除業務等に従事したとき ア 作業に従事したとき イ 工場で深夜に作業に従事したとき ウ 年末年始に勤務したとき エ 繁忙時の応援収集作業に従事したとき オ 休日分の振替収集に従事したとき カ 年始明けに収集作業に従事したとき	ア 日額 800円 イ 勤務一回 2,000円 ウ 日額 5,500円 エ 日額 2,400円 オ 日額 2,100円 カ 日額 2,100円
焼却炉内清掃作業手当	焼却炉内の清掃作業に従事したときに支給	一回 3,000円
犬猫死体処理作業手当	犬猫の死体処理作業に従事したときに支給	1件当たり 700円
自動車管理業務手当	運転手が特殊車両に乗務して勤務し、整備業務に従事したときに支給	日額 150円

昇給制度

毎年4月1日を昇給日とし、職員の前年1年間の勤務成績に応じて4号給(55歳以上は2号給)を標準として昇給する。

2 基本的な考え方

(1)給 与

平成18年4月から国に準じて給与構造の見直しを行い、一般職と同様に技能労務職の給与水準を引き下げています。特殊勤務手当については、平成17年度に総合的に見直しを行いました。社会情勢の変革などにより勤務の特殊性が薄れているものについては、今後更に見直しを行ってまいります。

(2)定員管理

技能労務職については、平成15年度以降退職者の補充を控えています。なお、今後は行財政改革の中で業務運営の手法の仕分けを行い、民間により運営が行える業務については、民間委託を進めます。

3 具体的な取組内容

(1)給 与

平成18年4月から国に準じて給与構造の見直しを行い、一般職と同様に技能労務職の給与水準を引き下げています。また平成19年4月から3年間、給料の3%減額、地域手当の支給率を0%に減額しています。特殊勤務手当については、平成17年度に総合的に見直しを行いました。社会情勢の変革などにより勤務の特殊性が薄れているものを見直す予定です。

(2)定員管理

平成17年度に策定した定員適正化計画により平成18年度から平成22年度までに66人以上の職員削減を進めています。このうち技能労務職員については、平成15年度以降退職者の補充を控え、今後は行財政改革の中で業務運営の見直しなどを行い、民間により運営が行える業務については、民間委託を進めます。

4 その他

事務・事業の見直しを行うなど積極的な行財政改革を推進し、効率的、効果的な行政運営ができるよう努めます。